

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。

以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第二条の規定（貸金業法施行規則第十条の八の三第一号及び第二十六条の二十四第一項第一号口の改正規定を除く。）並びに附則第六条、第七条、第二十一条、第二十八条及び第三十三条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第四条及び第六条において「第三号施行日」という。）

三 第二条中貸金業法施行規則第十条の八の三第一号及び第二十六条の二十四第一項第一号口の改正規定並びに附則第五条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

四 第三条の規定並びに附則第八条から第十五条まで及び第二十九条の規定 改正法附則第一条第四号に

掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）

（第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。次項において「旧貸金業規制法」という。）

（第三条第一項の登録に係る改正法第二条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）

）第三条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、速やかに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第三条 新貸金業法第二十四条の六の四第一項の規定により貸金業の登録を取り消す場合において、当該貸金業者が施行日において現に貸金業の登録を受けている者であるときは、当該登録の更新の日の前日まで

の間は、第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則第五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、適用しない。

(第二条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法（以下「第三号新貸金業法」という。）第三条第二項の登録の更新の申請については、第三号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 第三号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第三号施行日後である新貸金業法第三条第一項の登録に係る第三号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第三号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若しくは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 第二条の規定による改正後の貸金業法施行規則第二十六条の二十四第一項第一号ロに規定する一般

社団法人及び一般財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）

第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

第六条 貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した場合には、第三号新貸金業法第四十条の三十五第一項の規定にかかわらず、当該指定信用情報機関に対し、第三号施行日前に締結された貸付けに係る契約（第二条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下この条において「第三号新貸金業法施行規則」という。）第三十条の十二に規定する契約に相当するものを除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第六号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、貸金業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関（第三号新貸金業法第四十一条の三十五第二項に規定する加入指定信用情報機関をいう。次項において同じ。）に当該事項を提供しなければならぬ。

2 貸金業者は、第三号施行日前に締結された極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を第三

号施行日以後に締結した場合には、第三号新貸金業法第四十一条の三十五第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、第三号新貸金業法施行規則第三十条の十三第一項第六号及び第七号に掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、貸金業者は当該事項を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

(第三条の規定による貸金業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。

）第三条第二項の登録の更新の申請については、第四号新貸金業法第四条の規定の例により、申請をしなくてはならない。

2 第四号施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が第四号施行日後である第三号新貸金業法第三条第一項の登録に係る第四号新貸金業法第三条第二項の登録の更新の申請をした者が第四号新貸金業法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、同条の規定の例により提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長若し

くは福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第八条 第四号施行日前において第三条の規定による改正前の貸金業法施行規則別紙様式第一号により改正法第四条の規定による改正前の貸金業法第四条第一項に規定する登録申請書が作成及び提出され、同法第五条第一項の規定により貸金業者登録簿に登録されている場合（同様式により同法第八条第一項の規定により届け出られ、同条第二項の規定により貸金業者登録簿に登録されている場合を含む。）において、当該貸金業者登録簿につづられている同様式に記載されている貸付けの利率若しくは賠償額（違約金、遅延損害金を含む。以下この条において同じ。）を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合が年二十パーセントを超えているとき又は貸付けの利率若しくは賠償額を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合が年二十九・二パーセントであつて同様式に記載されていないときは、第四号施行日において、年二十パーセントに変更されたものとみなす。

第九条 改正法附則第十七条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる貸金業務取扱主任者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 第四号新貸金業法第十二条の三第一項の規定により設置した貸金業務取扱主任者が第四号施行日の前

日において改正法第四条の規定による改正前の貸金業法第十二条の三第一項の規定により選任している貸金業務取扱主任者と同一人である場合 当該貸金業務取扱主任者に係る第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下「第四号新貸金業法施行規則」という。）第二十六条の五十三第一項の書面の写し

二 前号に掲げる場合以外の場合 第四号貸金業法施行規則第八条第三号に定める書類

第十条 第四号新貸金業法施行規則第十九条第六項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第十一条 第四号新貸金業法施行規則第二十二条第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式

基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。)及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

第十二条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十三条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の八第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十四条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十三第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸

付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

第十五条 第四号新貸金業法施行規則第二十六条の十九第九項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けの契約（極度方式基本契約及び極度方式貸付けに係る契約を除く。）及び極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十六条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）を次のように改正する。

第三十四条の三十七第四号ニ(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ニ(10)中「貸金業

の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ヘ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

第三十四条の三十七第四号チ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第十七条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)を次のように改正する。

第二十五条の十六第四号ニ(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ニ(10)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、

法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

第二十五条の十六第四号チ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十八条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)を次のように改正する。

第四百十三号第四号ニ(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」

を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ニ(10)中「貸金業の規制

等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、

「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号

ヘ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律

」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

第四百十三号第四号チ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)を次のように改正する。

第八十三条第四号ニ(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ニ(10)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ホ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第三十七条第一項」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項」に改め、同号ヘ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト(9)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号ト中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

第八十三条第四号チ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第二十条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省

令第六十九号)を次のように改正する。

第一項第八号を次のように改める。

八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の十第五項及び第四十一条の五第三項

第二十一条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令を次のように改正する。

第一項第八号中「及び第四十一条の五第三項」を、「第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項及び第四十一条の三十第三項」に改める。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成十一年  
総理府令第三十  
大蔵省  
一号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号、第五条第一項第二号及び第九条第一項第六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。  
「貸金業法」に改める。

別紙様式第一号記載上の注意6.(1)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同記載

上の注意 6. (2) から (4) までの規定中「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に改める。

(特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正)

第二十三条 特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年<sup>総理府</sup>大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号」を「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号」に改める。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二十四条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ(3)中「、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第四号に掲げる者」を「又は信託会社」に改める。

第二十五条第二号イ(3)中「、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者

」を「又は信託会社」に改める。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第二十五条 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号イ(3)中「、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第四号に掲げる者」を「又は信託会社」に改める。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十六条 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年内閣府令第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二十五号中「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技

術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）の項を次のように改める。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	<p>第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）</p>
---------------------	--

別表第二及び別表第三貸金業の規制等に関する法律の項を次のように改める。

貸金業法	<p>第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）</p>
------	--

別表第四長期信用銀行法施行規則の項の次に次のように加える。

貸金業法

第十九条の二（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）

第二十八条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の項並びに別表第二及び別表第三の貸金業法の項中「含む。」の下に「及び第二十四条の四十七」を加える。

第二十九条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の項並びに別表第二及び別表第三の貸金業法の項中「第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七」を「第十二条の四

第二項、第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第三十条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五百十一条第一項第六号ハ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(金融庁組織規則の一部改正)

第三十二条 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第十項第一号イ中「貸金業を営む者」の下に「及び貸金業協会」を加え、同項第二号中「住宅金融会社等(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条第四号及び第五号に掲げる者をいう。)」を「商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者(貸金業法施行令

(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第四号に掲げる者をいう。)」に改める。

第三十三条 金融庁組織規則の一部を次のように改正する。

第八条第十項第一号イ中「及び貸金業協会」を「、貸金業協会、指定信用情報機関、指定試験機関及び登録講習機関」に改める。